

政令第二百二十三号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十号）の施行に伴い、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十一条第一項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第十四条第二号」を「第十三条第二号」に改め、同条第四号中「第十七条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十条第一号中「第十七条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十一条を次のように改める。

（麦の需給見通し）

第十一条 需給見通しは、三月三十一日までに定めるものとする。

第十三条を削る。

第十四条中「第四十五条第一項ただし書」を「第四十五条第一項第三号」に改め、同条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

付録を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(標準売渡価格に関する経過措置)

第二条 平成十八年及び平成十九年においては、農林水産大臣は、この政令による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十三条第二項の規定にかかわらず、改正法による改正前の主要食糧

の需給及び価格の安定に関する法律第四十三条第二項の標準売渡価格を新たに定めないものとする。

理由

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、麦の需給に関する見通しの策定期限を定める等の必要があるからである。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

（納付金の納付を要しない米穀等）

第七条 法第三十四条第一項第三号の政令で定める米穀等は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用される場合を含む。第十三条第二号において同じ。）の規定によりその関税が免除される米穀等

三（略）

四 法第四十九条第一項の規定による政府の貸付けに係る米穀（第十六条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。）

（輸出数量の届出を要しない米穀）

（納付金の納付を要しない米穀等）

第七条 法第三十四条第一項第三号の政令で定める米穀等は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用される場合を含む。第十四条第二号において同じ。）の規定によりその関税が免除される米穀等

三（略）

四 法第四十九条第一項の規定による政府の貸付けに係る米穀（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。）

（輸出数量の届出を要しない米穀）

第十条 法第三十六条第二号の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。

- 一 法第四十九条第一項の規定による政府の交付又は貸付けに係る米穀
(第十六条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。)

二〇八 (略)

(麦の需給見通し)

第十一条 需給見通しは、三月三十一日までに定めるものとする。

第十条 法第三十六条第二号の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。

- 一 法第四十九条第一項の規定による政府の交付又は貸付けに係る米穀
(第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項第二号に掲げる者の貸付けに係る米穀を含む。)

二〇八 (略)

(麦の政府買入れ)

第十一条 法第四十一条第一項の規定による買入れは、農林水産大臣が定める期日までに売渡しの申込みがあった麦(小麦、大麦及びびだか麦をいう。以下同じ。)について、農林水産省令で定めるところにより、行うものとする。

2 法第四十一条第二項の政府買入価格は、毎年、各種類、銘柄及び等級の麦ごとに定める。

(麦の政府売渡し)

第十三条 法第四十三条第二項の予定価格は、麦の品質、所在地、保管期間、用途等の相違を参酌して定める。

2 法第四十三条第二項の標準売渡価格は、家計費に基づき付録の算式によつて算出される価格の範囲内において、法第四十一条第二項の政府買入価格にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用を加えて得た価格、法第四十二条第一項の規定による麦の買入れの価格にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用を加えて得た価格、精米の消費者価格その他経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として、毎年、各

(削る。)

(納付金の納付を要しない麦等)

第十三条 法第四十五条第一項第三号の政令で定める麦等は、次に掲げるものとする。

一 〇三 (略)

第十四条 第十六条 (略)

(削る。)

種類、銘柄及び等級の麦ごとに定める。

(納付金の納付を要しない麦等)

第十四条 法第四十五条第一項ただし書の政令で定める麦等は、次に掲げるものとする。

一 〇三 (略)

第十五条 第十七条 (略)

付録 (第十三条関係)

$$P_e = P_w \cdot \frac{I_1}{I_0} - C$$

P_e は、家計費に基づき算出される小麦、大麦及びはだか麦別の価格

P_w は、比較期間(麦の標準売渡価格を決定しようとする年の農林水産大臣が定める月以前一年間のうち農林水産大臣が定める期間をいう。以下同じ。)以前五年間(農林水産大臣がその五年間のうち別に期間を定めた場合は、その期間とする。以下「基準期間」という。)における全国の小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

I_1 は、比較期間における全国の一世帯当たりの可処分所得の平均値

I_0 は、基準期間における全国の一世帯当たりの可処分所得の平均値

C は、農林水産大臣が定める麦の流通、加工等の費用

備考 全国の一世代当たりの可処分所得は、総務省の行う家計調査によるものとする。